



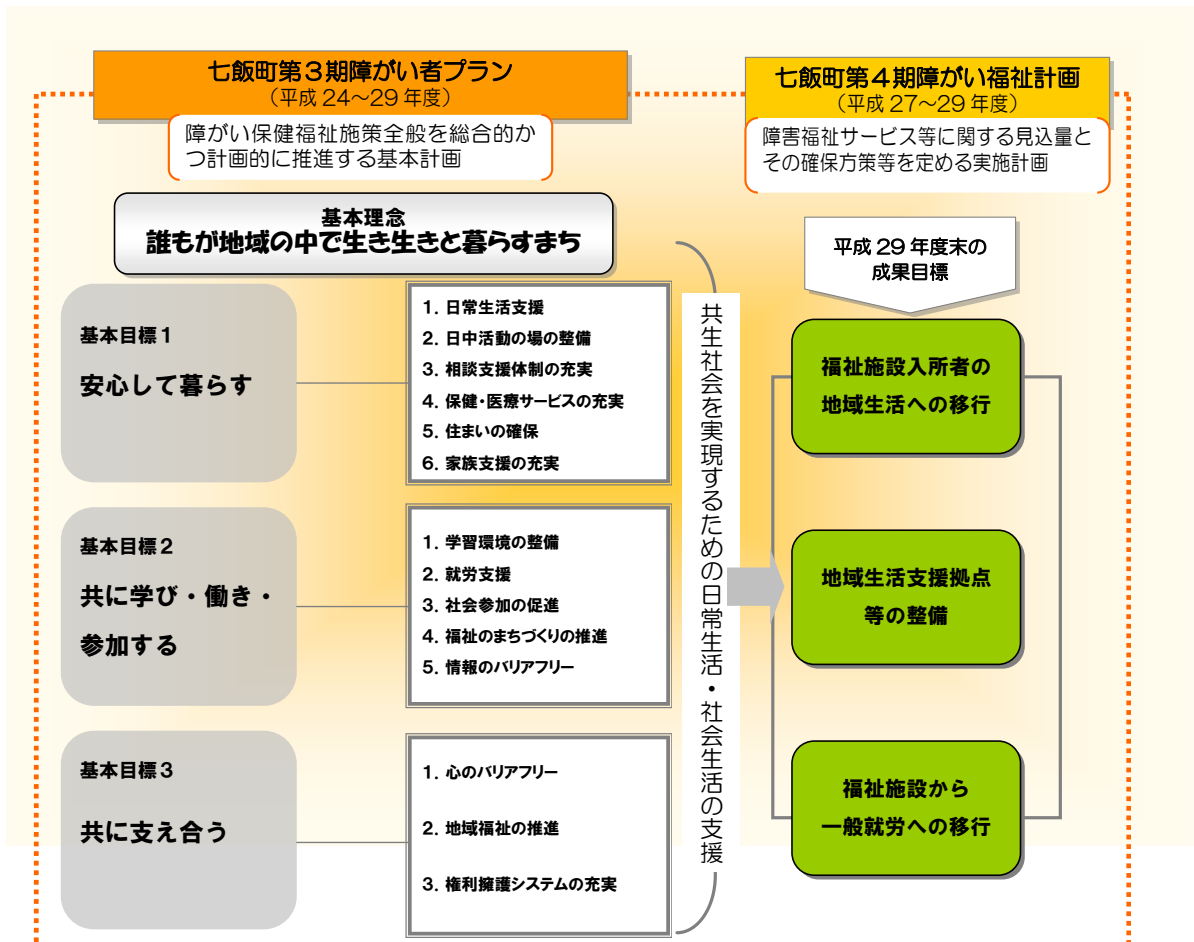
七飯町第4期障がい福祉計画

この計画の目的は

七飯町第3期障がい者プラン（当町の障がい保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進するための障がい者基本計画）は、基本理念に「誰もが地域の中で生き生きと暮らすまち」を掲げています。

この計画は、障害者総合支援法に基づき、当町の障がいのある人の日常生活・社会生活を総合的・計画的に支援することによって、共生社会を実現し、「誰もが地域の中で生き生きと暮らすまち」を具体化していくための計画です。

そのため平成29年度末における次の**3つの成果目標**（次頁）と**活動目標（1～3）**を設定しました。計画は少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行います。



平成 29 年度末における成果目標は

福祉施設入所者の地域生活への移行



目標を①7.0%、②2.8%と定め、地域移行を推進していきます。

当町の方針			備考
【実績】 平成 25 年度末時点の施設入所者数			71 人
平成 29 年 度末	【目標①】 地域生活移行者数	5 人	施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数
		7.0 %	
	平成 29 年度末における施設入所者数	69 人	平成 29 年度末時点での施設入所者見込数
	【目標②】 施設入所者数の削減	2 人	平成 29 年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数
	2.8 %		

地域生活支援拠点等の整備



平成 29 年度末までに複数の機関が分担して機能を担う面的な整備について、圏域で 1 箇所整備することを目指します。

当町の方針		備考
【目標】	1 箇所	障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数 地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備（個々の機関が有機的な連携のもとに支援を確保する）
地域生活支援拠点等の整備により、次のような機能をさらに強化する		
①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談		
②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供		
③ショートステイの利便性・対応力の向上等による、緊急時の受入対応体制の確保		
④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保		
⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり		

福祉施設から一般就労への移行



目標を①1 倍、②1.6 倍、③1 割と定め、一般就労を促進していきます。

当町の方針			備考
【実績】 平成 24 年度の一般就労への移行者数			0 人
【実績】 平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数			1 人
平成 29 年 度末	【目標①】 一般就労移行者数	1 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度に一般就労する者の数
		1 倍	
	【目標②】 就労移行支援事業の利用者数	1.6 人	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数
		1.6 倍	
【目標③】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	1 割	※「就労移行率」：ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合	

この計画の活動指標は

活動指標 1 指定障害福祉サービス(月間)

平成26年度の目標値の実現に向けて、平成24年度から平成26年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

サービス区分		サービス内容	H27年度	H28年度	H29年度	
(1) 訪問系サービス		常に介護を必要とする障がい者に、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援のサービスを提供します。	利用量(時間)	780	819	858
			実利用者数(人)	20	21	22
(2) 日中活動系サービス	生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間に施設で入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。	利用量(人日)	1,914	1,914	1,914
			実利用者数(人)	87	87	87
	自立訓練(生活訓練)	病院や施設を退院、退所したり、養護学校を卒業した知的障がい者や精神障がい者に、社会的なリハビリテーションを行います。	利用量(人日)	60	60	60
			実利用者数(人)	4	4	4
	就労移行支援	就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。	利用量(人日)	40	40	40
			実利用者数(人)	2	2	2
	就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供します。	利用量(人日)	100	100	100
			実利用者数(人)	5	5	5
	就労継続支援(B型)	一般企業やA型での就労が困難な障がい者に、雇用契約を結ばずに働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います。	利用量(人日)	1,280	1,300	1,320
			実利用者数(人)	64	65	66
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理下の介護、日常生活上の世話等を提供します。	実利用者数(人)	8	8	8	
短期入所(福祉型)(ショートステイ)	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障がい者等を施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。	利用量(人日)	40	50	60	
		実利用者数(人)	4	5	6	
(3) 居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。平成26年4月から、共同生活介護(ケアホーム)と一元化されました。	実利用者数(人)	32	34	36
	施設入所支援	施設入所者に入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。	実利用者数(人)	71	70	69
	宿泊型自立訓練	日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障がい又は精神障がいのある人に、居室等の利用、家事等の支援、生活等に関する相談及び助言等支援を行います。	実利用者数(人)	1	1	1
(4) 相談支援	計画相談	障害福祉サービスや地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する際にサービス等利用計画を作成します。一定期間ごとに検証し、見直しを行います。	実利用者数(人)	28	28	28
	地域移行支援	障がい者支援施設等入所者または精神科病院入院者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)の体験的な利用支援など必要な支援を行います。	実利用者数(人)	1	1	1
	地域定着支援	単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	実利用者数(人)	1	1	1

活動指標 2 児童福祉法に基づく障害児通所支援(月間)

サービス区分		サービス内容	H27年度	H28年度	H29年度	
児童発達支援		就学前までの児童を対象に、基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	利用量(日)	13	13	13
			実利用者数(人)	208	208	208
放課後等デイサービス		学校就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。	利用量(日)	375	375	375
			実利用者数(人)	25	25	25
保育所等訪問支援		保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	利用量(日)	1	1	1
			実利用者数(人)	1	1	1
障害児相談支援		障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成します。一定期間ごとに検証し、見直しを行います。	実利用者数(人)	7	7	7

活動指標3 地域生活支援事業（年間）

障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう推進します。

単位が不明
本編も同様

事業名	事業内容		H27年度	H28年度	H29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業					
	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。		実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業（ボランティア活動支援）					
	自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	〇〇	560	560	560
(3) 相談支援事業					
障がい者相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。		実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業					
	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	延利用件数	1	1	1
(5) 意思疎通支援事業					
手話通訳者の派遣	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がい者等）に、手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。	延派遣回数	個人 1	個人 1	個人 1
要約筆記者の派遣		延派遣回数	団体 5	団体 5	団体 5
(6) 日常生活用具等事業					
介護・訓練支援用具	自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。	給付等見込件数	3	3	3
自立生活支援用具		給付等見込件数	8	8	8
在宅療養等支援用具		給付等見込件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具		給付等見込件数	6	6	6
排泄管理支援用具		給付等見込件数	715	715	715
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		給付等見込件数	2	2	2
(7) 手話通訳者養成研修事業					
	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。	受講者数	1	1	1
(8) 移動支援事業（個別訪問型）					
	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。	実利用者数	12	12	12
		延利用時間数	760	760	760
(9) 地域活動支援センター事業					
	創作的活動または生産的活動の機会の提供、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及啓発、地域交流等を行います。	設置数	1	1	1
		延利用者数	3,060	3,060	3,060
(10) その他事業（任意事業）					
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。	設置数	1	1	1
		利用見込者数	240	240	240
日中一時支援事業	日中、一時的に障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行います。	箇所数	3	3	3
		利用見込者数	35	35	35
社会参加促進事業	障がいのある人の能力や適正に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業を行います。	事業数	1	1	1